

政令番号316 ニトロベンゼン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成25年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県	2.0E-1			0.2		8.2E+2	820.0	820.2
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県	1.0E+0			1.0		1.3E+4	13,000.0	13,001.0
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県	8.1E+1			81.0				81.0
23	愛知県						1.5E+4	15,000.0	15,000.0
24	三重県								
25	滋賀県						4.1E+4	41,000.0	41,000.0
26	京都府								
27	大阪府	1.4E+1			13.5		6.1E+3	6,117.0	6,130.5
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県						8.9E+3	8,900.0	8,900.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県	6.0E+2	5.7E+2		1,170.0		6.5E+4	65,000.0	66,170.0
39	高知県								
40	福岡県	1.9E+3	1.3E+1		1,933.0		1.5E+5	147,000.0	148,933.0
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		2.6E+3	5.8E+2		3,198.7		3.0E+5	296,837.0	300,035.7

注1) 農業は使用先別使用量として別表に示す。